

< 参考資料 >

- 令和3年度農作業死亡事故発生状況(2022/1/31現在)
- トラクタ追突事故対策に関する北海道内の農業者の意識調査
(農業食料工学会誌第83巻第3号(2021))
- トラクタ事故防止へ・回転灯の設置が急務(日本農業新聞)
- 農業・畜産業・水産業における重機等の適正な運用について
(厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署(支署))
- 実習生の死亡事故で受け入れ先書類送検(北海道新聞)
- 農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック(農林水産省)
- 農作業機を装着・牽引して走行する農耕トラクタの規制緩和について
(国土交通省北海道運輸局自動車技術安全部技術課)
- 公示(道路運送車両の基準緩和認定)
 - 北海道運輸局公示第87号
 - 北海道運輸局公示第89号
 - 北海道運輸局公示第61号
- 作業機を装着・牽引したトラクタで公道を走行するための具体的対応
- 特殊車両通行許可制度について(国土交通省北海道開発局)
- 農作業安全啓発ちらし
公道走行する農業機械の接触・追突事故を防ごう！！
- 農業者のための特別加入制度のしおり
(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)
- 踏切・架線事故防止リーフレット(JR 北海道)
 - 冬の踏切に注意
 - なくそう踏切事故
 - 架線やケーブルに要注意！
 - せんろには入らない

令和3年度農作業死亡事故発生状況

2022/1/31

(令和3年度：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 月別・男女別死亡者数

(単位：人)

区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
件数	3年度	1		3	1	2	2			1	1			11	
	うち農業機械によるもの			3	1	1	2							7	
	2年度	1	3	1	2	1	3	4			1			16	
	うち農業機械によるもの		3	1	1	1	3	2			1			12	
男女別	男	3年度	1		3	1	1	2			1	1		10	
		うち農業機械によるもの			3	1	1	2						7	
		2年度	1	2	1	2	1		2			1		10	
		うち農業機械によるもの		2	1	1	1					1		6	
	女	3年度					1								1
		うち農業機械によるもの													
		2年度		1					3	2					6
		うち農業機械によるもの		1					3	2					6

2 振興局（総合）別死亡者数

(単位：人)

年度	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	林-ツ	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
3年度				1	3	3				1	2				11
うち農業機械によるもの				1	2	2					1				7
2年度	1			1	5	1						4	3	1	16
うち農業機械によるもの	1			1	2	1						4	2	1	12

3 事故原因別死亡者数

(1) 農業機械による事故

農業機械名	事故原因	死亡者数		構成比		備考
		3年度 人	2年度 人	3年度 %	2年度 %	
農用トラクター	ア 巻き込まれ					
	イ 転倒・転落	4	3	36.4	18.8	
	ウ ひかれ		2		12.5	
	エ はさまれ					
	オ 下敷き		1		6.3	
	カ 衝突					
	キ その他					
	計	4	6	36.4	37.5	
作業機	ア 巻き込まれ		1		6.3	
	イ 転倒・転落					
	ウ ひかれ					
	エ はさまれ					
	オ 下敷き					
	カ その他					
	計		1		6.3	
動力運搬機	ア 巻き込まれ		1		6.3	
	イ 転倒・転落	3		27.3		フォークリフト、ショベルローダー、トラック
	ウ ひかれ					
	エ はさまれ					
	オ 下敷き		2		12.5	
	カ その他		2		12.5	
	計	3	5	27.3	31.3	
その他						
小計(農業機械によるもの)		7	12	63.6	75.0	
農業機械以外による事故		4	4	36.4	25.0	高所転落、熱中症、土砂埋没、落雪
合計		11	16	100.0	100.0	

4 年齢別死亡者数

年齢層	事故者数(人)		3年度の年齢内訳										構成比(%)	
	3年度	2年度											3年度	2年度
40才未満	1	2	22										9.1	12.5
40才代		1												6.3
50才代		1												6.3
60才以上	10	12	67	70	77	69	78	78	81	72	67	74	90.9	75.0
合計	11	16	平均 68.6 歳										100.0	100.0

令和3年度 農作業事故発生状況（死亡）

総合振興局	市町村名	事故者		発生		発生場所	使用機械施設名	取得免許の種類	死亡状況	安全フレームの有無	発生原因・発生時の状況	労災加入状況の有無	共済加入状況の有無
		年齢	性別	月日	時刻								
1	空知	妹背牛町	67	男	4月12日	10:55	乾燥収納倉	—	不明	脳挫傷	—	無	有
2	上川	士別市	70	男	6月15日	15:35	用水路	トラクタ	不明	不明	不明	不明	不明
3	根室	別海町	77	男	6月17日	19:25	敷地内	トラクタ	不明	骨盤骨折 出血性 ショック	無	有	有
4	後志	小樽市	69	男	6月25日	9:00	敷地内	フォークリフト	不明	不明	不明	無	不明
5	日高	新ひだか町	22	男	7月16日	16:10	敷地内	ショベルローダー	不明	打撲 脳震盪	不明	不明	無
6	上川	中富良野町	78	男	8月3日	7:20	河川敷地	トラクタ	不明	横隔膜破裂	不明	無	無
7	胆振	伊達市	78	女	8月5日	不明	ハウス	—	不明	熱中症	—	無	無
8	空知	秩父別町	81	男	9月10日	不明	山林	トラクタ	不明	不明	不明	無	無

令和3年度 農作業事故発生状況（死亡）

総合振興局	市町村名	事故者		発生		発生場所	使用機械施設名	取得免許の種類	死亡状況	安全フレームの有無	発生原因・発生時の状況	労災加入状況の有無	共済加入状況の有無
		年齢	性別	月日	時刻								
9	空知	芦別市	72 男	9月21日	8:55	水田	トラック	普通	不明	無	近くへ農作業に来た男性が、横倒しになった軽トラックの下敷きになっている当該者を見つけて消防署に通報し、病院に搬送されたが、まもなく死亡が確認された。直接の事故原因は不明だが、消防署によると、もみ殻を積んだ軽トラックが水田に転落・横転しており、当該者が下敷きになっていたとのこと。 また、あぜ道は事故現場までは緩やかな下り坂で、水田に対して傾斜があり、道幅は軽トラック1台分程度であった。	有	有
10	日高	新冠町	67 男	12月11日	16:39	敷地内	—	不明	不明	—	当該者は軽種馬牧場移転準備のため、牧場施設敷地内の深さ2メートルの側溝に水道管を設置する工事を1人で行っていたところ、同様に側溝の内部で土砂に胸まで埋まって意識がない状態で発見され、病院に搬送されたが翌日午前に死亡が確認されたもの。 事故原因は、水道管を設置する作業中に土砂が崩れ埋まったものとみられている。	不明	無
11	上川	旭川市	74 男	1月13日	不明	畜舎	—	—	低体温症	—	当該者は、牛舎のそばで胸のあたりまで雪に埋まった状態で家族に発見され、病院に搬送されたが死亡が確認されたもの。 当該者は、前日の夜から牛舎の糞を取り出す作業を1人で行っており、牛舎の屋根からの落屑に巻き込まれたとみられている。	無	有

トラクタ追突事故対策に関する北海道内の農業者の意識調査

皆川啓子・積 栄・館山則義

An Awareness Survey Regarding Farmers in Hokkaido Area
on Tractor Rear-End Collision Prevention

Keiko MINAGAWA, Ei SEKI, Noriyoshi TATEYAMA

農業食料工学会誌第 83 巻第 3 号 (2021)

トラクタ追突事故対策に関する北海道内の農業者の意識調査*

皆川啓子^{*1†}・積 栄^{*1}・館山則義^{*2}An Awareness Survey Regarding Farmers in Hokkaido Area
on Tractor Rear-End Collision Prevention*Keiko MINAGAWA^{*1†}, Ei SEKI^{*1}, Noriyoshi TATEYAMA^{*2}

[キーワード] トラクタ, 追突事故, 事故対策, 回転灯, 北海道

[Keywords] : tractor, rear-end collision, accident prevention, rotating beacon, Hokkaido prefecture

I 緒 言

2013年~2017年における全国のトラクタによる交通事故データによると、車両相互による死傷事故は828件発生しており、その衝突部位は真後ろからが44.4%、右後方からが21.3%と、合わせて65.7%が追突事故となっている(国土交通省他, 2019)。このことから、トラクタの公道走行においては、追突事故への一層の対策が必要とされている。

特に北海道では、以前からトラクタへの追突事故が問題視されており、平成18年から道内関係機関が一体となって、「MMH(マナー・(低速車)マーク・保険)運動(北海道農作業安全運動推進本部, 2020)が展開されてきた。このうち低速車マークについては、現在は農研機構が実施する安全性検査においてトラクタへの装備が基準化されている(農研機構, 2020)。また近年では、生産者が自主的に回転灯等の追加対策を行っている事例も見られる。一方で近年も、例えばブームスプレーヤを装着したトラクタが日没後に自宅まで走行中、乗用車に追突されて機体が道路左の水路法面に転落し、運転者が下敷きとなって死亡する等、追突による重大事故が引き続き発生しており(北海道農作業安全運動推進本部, 2017)、一層の対策に向けた現状把握が重要となる。

そこで、追突事故対策の周知が進んでいる北海道内の農業者を対象に、トラクタ追突事故に係る対策の現状やニーズについて調査を行った。

II 調査方法

北海道農作業安全運動推進本部の協力の下、平成28年に、構成会員である農機メーカーを通じて顧客へ、北海道農業青年部役員会を通じて各JA青年部会員へ、コントラクタ協議会役員研修会を通じて同協議会会員へと、可能な範囲で広くアンケート用紙を配布し、返送された回答結果を集計、分析した。設問および回答方法を表1に示す。

III 調査結果および考察

農機メーカー顧客から688人、JA青年部会員から1425人、コントラクタ協議会会員から84人の計2197人から回答を得た。

回答者の年齢構成は、20代~30代が73.4%、営農経験年数は15年以下が70.5%であったが、これはJA青年部の回答者が全体の64.9%を占めていたためと考察される。一方で、31年以上の営農経験者は10.5%であった。回答者の98.0%がトラクタを使用し、93.7%がトラクタで公道走行をしたことがあると回答した。

公道走行をしたことがあると回答した2060人を対象に集計したところ、走行時におけるヒヤリハット経験があるとの回答者は76.7%、他車(自動車やトラック等)との接触回避のために何らかの対策を行っているとの回答者は51.7%あった。この中で、地域の公道での事故を見聞きした者は39.8%あり、さらに何らかの対策を追加

* 2018年9月農業環境工学関連学会合同大会(北海道大学)にて一部講演

*1 会員, 農研機構農業技術革新工学センター(〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2), Institute of Agricultural Machinery, NARO, 1-40-2, Nisshin-cho, Kita-ku, Saitama-city, Saitama 331-8537, Japan

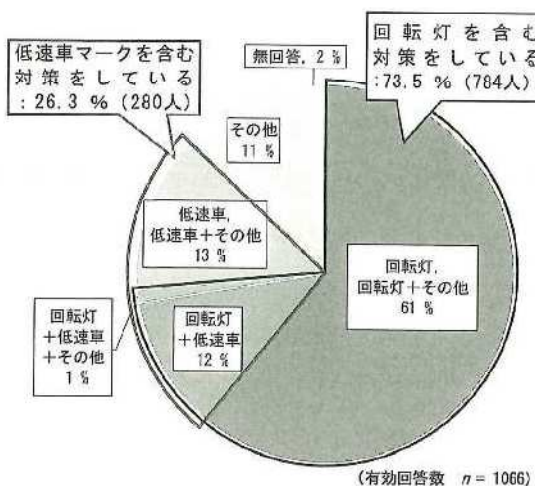
*2 元北海道農作業安全運動推進本部(〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目1-23(道通ビル6F北海道農業公社内)), Hokkaido Agricultural Work Safety Campaign Promotion Headquarters, 1-23, Nishi6-chome, Kita5-jo, Chuo-ku, Sapporo-city, Hokkaido 060-0005, Japan

† Corresponding author: minakei@affrc.go.jp

表 1 使用したアンケートの設問内容の一覧

Table 1 List of work sheet used

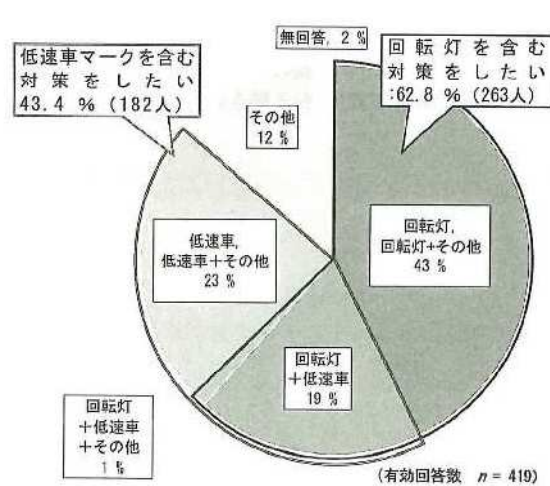
設問番号	設問内容	回答選択肢
—	あなたの性別・年齢をご記入ください	男・女 才 年
設問 1	あなたの営農経験年数を教えてください	—
設問 2	あなたは、トラクター作業をしますか	Yes・No
設問 3	あなたは、トラクターで公道を走行しますか	Yes・No
設問 4	あなたは、トラクターで公道を走行して、危険だと感じたことはありますか	Yes・No
設問 5	あなたの地域の公道で接触や追突事故が発生したことがありますか	Yes・No
設問 6	あなたは、公道を走行する時は、十分に回りに注意していますか	Yes・No
設問 7	あなたは、公道上での走行で他車と接触した あるいは、しそうなことがありますか	Yes・No
設問 8	あなたは、他車に接触されないための防衛手段として、以下のうちどれが最も効果的だと思いますか	Yes・No
設問 9	あなたは、他車に接触されないための防衛手段として、実際に何か対策を講じておられますか	Yes・No
設問 10	(設問 9 で YES と答えた方) それは以下のうちどの対策ですか (複数回答可)	回転灯等・低速車マーク・その他
設問 11	今後、防衛手段としてトラクターに何か対策を追加したいと思いませんか	Yes・No
設問 12	(設問 11 で YES と答えた方) それは以下のうちどの対策ですか (複数回答可)	回転灯等・低速車マーク・その他



※1 回転灯, 低速車マーク, その他から選択 (複数回答有)
 ※2 その他回答例: 反射材, デイライト, カメラ増設, バックモニター等

図 1 他車 (乗用車やトラック等) との接触回避のために実際に導入している具体的な対策

Fig. 1 Specific measures actually introduced to avoid contact with other vehicles



※1 回転灯, 低速車マーク, その他から選択 (複数回答有)
 ※2 その他回答例: 反射材, デイライト, カメラ増設, バックモニター等

図 2 既に回転灯を含む対策を導入している人が他車 (乗用車やトラック等) との接触回避のために今後導入したい具体的な対策

Fig. 2 Specific measures that people who have already introduced measures including revolving lights want to introduce in the future to avoid contact with other vehicles

したいと回答した者は 55.7% と半数以上であった。一方で、対策を行っていないとの回答者は 47.7% だったが、このうち今後何らかの対策を追加したいとの回答は 50.8% と半数を占めた。

既に対策を行っている回答者 (1066 人) の対策方法について見ると、回転灯を含む回答が 73.5%、低速車マークを含む回答が 26.3% であり、追突防止対策として回転灯を導入している人が多かった (図 1)。

現在の対策の有無によらず、今後何らかの対策を導入したいと回答した者 (1094 人) が希望する対策は、回転灯を含む回答が 72.9%、低速車マークを含む回答が 36.1%

% であった。このうち、既に回転灯を導入している者 (419 人) において、回転灯を含む回答は 62.8%、低速車マークを含む回答は 43.4% あり、回転灯の評価が高く、さらに追加導入の希望があることが確認された。また、低速車マークも、半数近くで追加装着のニーズが確認された (図 2)。

IV 結 論

北海道内の農業者においては、追突事故対策の必要性

に対する意識は高く、既に装着が推進されている低速車マークに加えて、回転灯についても自主的に導入している者や、今後の導入希望も多いことが明らかとなった。

日本国内におけるトラクタ公道走行時の回転灯の使用は、現状では一部の例外を除き認められていないが、例えばフランスでは1972年から、ドイツでは1973年から、イギリスでは1989年から、アジアでも韓国では2012年から、各国の法規に基づき、一定の条件下（国により最高速度や車両幅等）でトラクタへの回転灯の装着が義務づけられている。

トラクタは、実際には作業機を装着した状態で道路走行していることが多く、これを踏まえて内閣府の規制改革推進会議が出した第4次答申（平成30年11月）を受け、トラクタに関わる道路運送車両の保安基準55条に基づく基準緩和認定が見直され、灯火器類や速度制限など一定の基準を満たすことで、作業機を装着した状態での公道走行の要件が明確となった（農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室, 2019）。これにより、後続車両から視認性の高い灯火器類の装着が必要となるが、更なる追突事故低減に向け、引き続き低速車マークの普及と

ともに、生産現場で要望が高い回転灯等更なる対策の導入に向け、関係者間での一層の検討が求められる。

References

- 北海道農業安全運動推進本部, 2017. 平成28年度農作業事故報告書, 71, https://agr-anzen.jimdofree.com/app/download/111108913691/H28_農作業事故報告書.pdf. Accessed Nov.5th, 2020.
- 北海道農業安全運動推進本部, 2020. 令和2年度版農作業安全啓発リーフレット, <https://agr-anzen.jimdofree.com/app/download/11573691691/農作業安全パンフ2020.pdf>. Accessed Nov. 5th, 2020.
- 国土交通省, 農林水産省, 2019. 作業機付トラクター公道走行規制緩和措置, 2019 農業機械化フォーラム資料, 2-2~2-10.
- 農研機構農業技術革新工学研究センター, 2020. 安全性検査, 農業機械安全装備検査, 2019 基準, 13, <https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html>. Accessed Nov. 5th, 2020.
- 農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室, 2019. 作業機付トラクターの公道走行について, https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html. Accessed Nov. 5th, 2020.

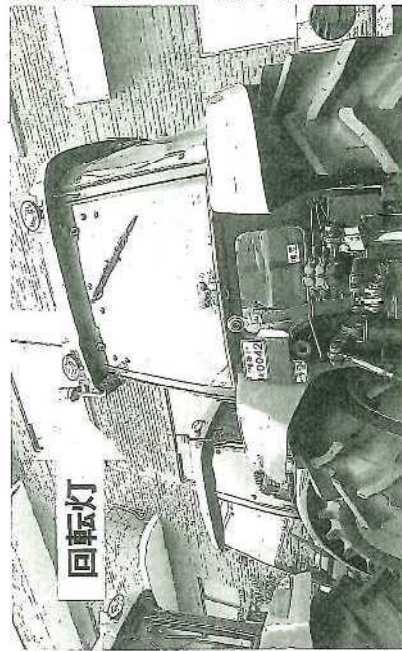
(受付: 2020年12月4日・受理: 2021年3月16日・
質問期限: 2021年7月31日)

2021年の農村教育

224

テーマ

トラクター事故防止へ



回転灯

韓国では10月以降農道の無車通行、回転灯の設置が義務化された。

回転灯の設置が急務

トラクターが公道を走行中に交通事故に遭い、トラクターから飛び出され、多くの人命が失われている。特に夕暮れ時には、後継車両による追突事故が多発している。このような追突事故を防止するため、トラクターには追突防止マーク(区別色の設置が義務付けられている。しかし、その区別色が視認性による遅れなどにより、必ずしも後方からトラクターを認識することができず、追突事故が起こっている。この対策として、夜間でも後方からトラクターを認識するため、トラクターそのものに回転灯を取り付けるといった方法も有効である。

韓国、義務化費用も安く

韓国では韓連農研の研究費の助成で、2018年1月に以降、軽便のトラクターを認識する場合は回転灯(韓国では「警告灯」)を設置することになった。19年8月、韓国農道無車通行法を改正し、米ソウダに参

日本は禁止「交通妨げ」

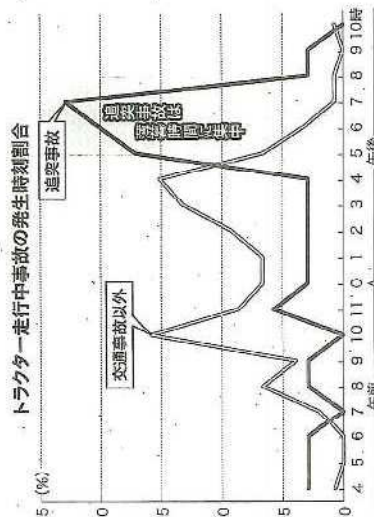
トラクターへの回転灯の設置は、必ず以前から農作物の搬送や農機具の移動の際に出されたりしている。しかし、追突を避ける農道交通整理法「トラクターへの回転灯の設置は交通整理法」をめぐって施行してはな

追突事故は薄暮に集中

農家の農業と関係する交通事故発生率の多いトラクターによる事故である。農道無車通行法を中心とした交通安全の生命、健康、財産の損失を避けるため、農道無車通行法を改正し、米ソウダに参入する。追突事故は薄暮に集中している。韓国ではトラクターの追突防止マーク(区別色の設置が義務付けられている。しかし、その区別色が視認性による遅れなどにより、必ずしも後方からトラクターを認識することができず、追突事故が起こっている。この対策として、夜間でも後方からトラクターを認識するため、トラクターそのものに回転灯を取り付けるといった方法も有効である。

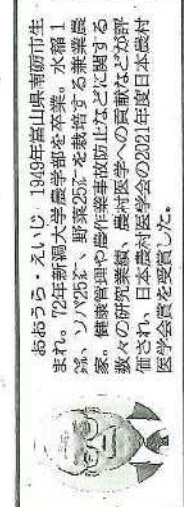
大浦 栄次

JJA 岡山厚生連 健康福祉課アバイサー



追突事故は薄暮に集中

農家の農業と関係する交通事故発生率の多いトラクターによる事故である。農道無車通行法を中心とした交通安全の生命、健康、財産の損失を避けるため、農道無車通行法を改正し、米ソウダに参入する。追突事故は薄暮に集中している。韓国ではトラクターの追突防止マーク(区別色の設置が義務付けられている。しかし、その区別色が視認性による遅れなどにより、必ずしも後方からトラクターを認識することができず、追突事故が起こっている。この対策として、夜間でも後方からトラクターを認識するため、トラクターそのものに回転灯を取り付けるといった方法も有効である。



おおうら・えいじ、1949年岡山県南府市生まれ。72年新潟大学農学部を卒業。水稲1%、ソバ25%、野菜25%を栽培する兼業農家。趣味管理や農作業事故防止などに関する救済の研究業績、農村医学への貢献などが評価され、日本農村医学会の2021年度日本農村医学賞を受賞した。

追突事故は薄暮に集中

農家の農業と関係する交通事故発生率の多いトラクターによる事故である。農道無車通行法を中心とした交通安全の生命、健康、財産の損失を避けるため、農道無車通行法を改正し、米ソウダに参入する。追突事故は薄暮に集中している。韓国ではトラクターの追突防止マーク(区別色の設置が義務付けられている。しかし、その区別色が視認性による遅れなどにより、必ずしも後方からトラクターを認識することができず、追突事故が起こっている。この対策として、夜間でも後方からトラクターを認識するため、トラクターそのものに回転灯を取り付けるといった方法も有効である。

つながりのデザイン 山崎亮

農業・畜産業・水産業における重機等の適正な運用について ～安心して働ける職場環境を作ろう～



STOP!労働災害!

重機等での災害多発!

トラクター・ショベル等の車両系建設機械等を運転する場合は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。運転が必要な場合は、適正な資格を取得しましょう。

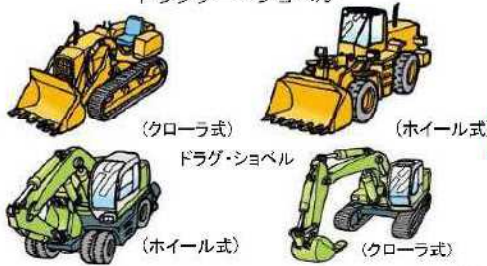
※労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条

※技能講習の実施機関は、北海道労働局HPに掲載しています。

ホームページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>技能講習等>技能講習

車両系建設機械

トラクター・ショベル



©2014SAQL

作業資格要件

機体重量

3トン以上・・・**技能講習修了者等**

※労働安全衛生法施行令第20条

3トン未満・・・**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条

車両系荷役運搬機械



©2014SAQL

作業資格要件

最大荷重(最大積載量)

1トン以上・・・**技能講習修了者等**

※労働安全衛生法施行令第20条

1トン未満・・・**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条

移動式クレーン

移動式クレーン



作業資格要件

つり上げ荷重

5トン以上・・・**免許(移動式クレーン運転士)**

※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1トン以上5t未満・・・**技能講習修了者**

※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1トン未満・・・**特別教育修了者**

※労働安全衛生規則第36条・クレーン則第67条

※これらの機械は、道路を走行する運転免許(大型特殊免許等)だけでは作業できません。使用する際は、作業用の資格を取得してください。



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署(支署)

死亡災害事例

1. フォークリフトのフォークに乗り、移動中、墜落してフォークリフトの後輪に轢かれた。
2. 漁港内で昆布の洗浄作業を行っていたところ、トラクター・ショベルに轢かれた。



重機等の点検について

車両系建設機械・車両系荷役運搬機械・移動式クレーンは、1年以内に1回定期的に自主検査を、1月以内に1回定期的に自主検査を実施してください。また作業開始前に作業前点検を実施してください。

なお、**フォークリフト・車両系建設機械・不整地運搬車**の年次自主検査は**特定自主検査**といい、資格のある検査者または登録検査業者のみ検査が実施できることとなっています。

※労働安全衛生規則第151条の21～25、同則第167条～170条など

※車検と自主検査は違います。



※道内に本社があり、特定自主検査を行っている検査業者は、北海道労働局HPIに掲載しています。

ホームページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>特定自主検査について>特定自主検査

定期自主検査・特定自主検査一覧

対象機械の例	関係条文	年次	月例	作業開始前
車両系建設機械 (ドラグ・ショベル、ブルドーザ、トラクター・ショベルなど)	安衛則 第167条～第170条	◎ 特定自主検査	○	○
フォークリフト	安衛則 第151条の21～25	◎ 特定自主検査	○	○
不整地運搬車	安衛則 第151条の53～57	◎ 特定自主検査	○	○
移動式クレーン	クレーン則 第76条～79条	○	○	○

R2.10 作成

実習生の死亡事故で

受け入れ先書類送検

無資格運転で作業疑い

【新ひだか】日高管内新ひだか町の農場で7月、ベトナム人技能実習生が横転した重機の下敷きになって死亡した事故で、浦河労働基準監督署は2日、労働安全衛生法違反(就業制限違反)の疑いで、実習生の受け入れ先で同農場の建設作業を担っていた川合開発(新ひだか町)と同社の現場責任者の男性を書類送検

した。

送検容疑は7月16日、新ひだか町静内川合の農場で必要な資格を所持していないベトナム人技能実習生の男性Ⅱ当時(22)Ⅱに重機の運転をさせて豚舎での作業をさせた疑い。

同署によると、実習生は3ト以上の重機の運転に必要な資格を持っておらず、重機で斜面を降りようとした際にバランスを崩して横

転した重機の下敷きになった。

重機の下敷き男性死亡

【新ひだか】16日午後4時10分ごろ、日高管内新ひだか町静内川合の養豚などを行う農場内で、男性がタイヤショベルの下敷きになっているのを同僚が発見し、119番した。男性は全身を強く打ち、間もなく死亡した。静内署は、

男性が農場で働く20代のベトナム人技能実習生とみて身元の確認を急いでいる。

同署によると、現場は斜面で、男性がタイヤショベルを運転中、車両がバランスを崩した弾みで車外に投げ出された後、横転した車両の下敷きになったとみて調べている。

農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの 公道走行ガイドブック

直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレヤー、降種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの（けん引タイプではない））であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

① チェックその1（灯火器類の確認）

農作業機を装着しても、灯火器類（ヘッドランプ、再帰灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



② 確認できない（見えない）場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要ががあります。

※車体で長さ4.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅が、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません（他の場合でも、ヘッドランプ、ウインカー、後部反射器は取付義務があります）。

③ 確認できる（見える）場合でも必要な対応

① 灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、農作業機の両側に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。
② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識（運転速度15km/h以下）を後面の見やすい位置に表示する必要があります。



④ 幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

① 農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。
② 機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。
③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識（後面の見やすい位置に表示する必要があります）を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

公道走行ガイドブック - 直装式農作業機におけるチェックポイント

農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

② 幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市町村道：各市町村）から、特殊車両通行許可を得る必要があります（製造は許可を得る必要はありません）。
- ② 最外側が分かるよう、前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識（▽）及び、幅を超えるための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※なお、農耕トラクタ車体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。



③ チェックその3（運行速度の確認）

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるため、安定性の保安基準（30度又は35度）を満たさなくなる場合があります。

① 安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、（一社）日本農業機械工業会ホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



（一社）日本農業機械工業会HP
<http://www.jfmae.or.jp/koosho.html>

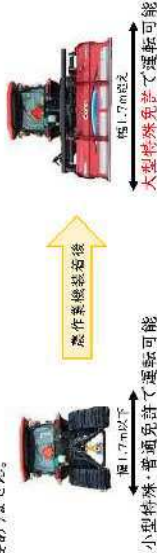
② 安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① 安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要があります。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識（▽）及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15km/h以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

④ チェックその4（免許の確認）

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なのは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車）、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる特定小型特殊自動車です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要です。

なお、車体制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ(※)、公道走行が可能になりました。
このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トラクタ」として農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。

農耕トラクタで、マニユアスブレダグ、けん引式ブルドーザー、けん引式ブルドーザー、ローレルレーン等をけん引した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

✓チェックその0(前提)

農耕トラクタとは別に農耕作業用トラクタとしての保安基準を満たす灯火器類をけん引式農作業機の前面及び後面に備える必要があります。
また、万が一慮回せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であつても連結を保てるように、農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンバイントラクタ等の汎用性が高いものは注意が必要です。

✓チェックその1(灯火器類の確認)

けん引式農作業機は農耕トラクタとは別の自動車として扱われますので、連結時に農耕トラクタの灯火器類が見えていても、けん引式農作業機には、前面に車輪灯及び前部反射器(白色)を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウイングカー及び後部反射器(赤色の正立正三角形)を所定の位置に備える必要があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタでけん引するけん引式農作業機の場合、車輪灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、これらを備える必要はありません(その場合でも、方向指示器、前部反射器、後部反射器は取付義務があります)。

✓チェックその2(全幅の確認)

けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、けん引式農作業機の幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

①幅が1.7mを超えている場合に必要ない対応

①農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

けん引式農作業機の幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

②幅が2.5mを超えている場合に必要ない対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、**特殊車両通行許可**を得る必要があります(公道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**外側表示板を作業機の前部に設置する必要がある**があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽及び幅を示すための表示「全幅○○○mm」を農耕作業用トラクタ後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ けん引車の農耕トラクタ運転席にも幅を表示する必要があります。

※なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

✓チェックその3(運行速度の確認)

けん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合や最大安定傾斜角度の基準(30度又は35度)を満たしているかどうか確認されたい場合は、**連結時の運行速度15km/h以下で走行する必要があります**があります。

その場合、

- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 農耕トラクタの運転席にも制限速度を表示する必要があります。



✓チェックその4(免許の確認)

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車)、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下、**最高速度15km/h以下**の条件(いわゆる特定小型特殊自動車の条件)を一つも超える場合、単体でもその運転には大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクタで車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、**けん引免許(農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可)が必要**となります。

担当部署

特殊車両通行許可申請について:国土交通省道路局道路局交通管理課 ☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について:国土交通省自動車局技術政策課 ☎同上

(※)軽自動車種の除税義務については:総務省自治税務局自動車税制企画室 ☎03-5253-5663

(小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への報告が必要となります。大型特殊自動車については、引当額、固定資産税(償却資産)の課税対象です。)

免許等その他の事項・全般的なことについて:農林水産省生産局技術普及課 ☎03-6744-2111



農林水産省HP: http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizoi/s_kikaika/kodasoko.html

農作業機を装着・牽引して走行する 農耕トラクタの規制緩和について

国土交通省 北海道運輸局
自動車技術安全部 技術課

規制改革推進会議(直装作業機)

規制改革推進会議 第7回農林ワーキンググループ資料1-1 (国交省・農水省提出資料) より抜粋

平成30年11月19日 規制改革推進に関する第4次答申(抜粋)

国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。(平成30年度措置)

【平成30年度実施事項】

作業機の種類を問わず、一定の条件又は制限を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう、地方運輸局に周知するとともに、道路局と連携して一定の寸法を超えるものであっても、特殊車両の通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。

※一定の条件又は制限について

保安基準緩和項目	緩和内容	条件又は制限
灯火器類	最外側からの灯火器類の取り付け位置	最外側付近に反射器を装着すること
幅	幅	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること
安定性	最大安定傾斜角度	運行速度は15km/h以下とすること

【平成31年度実施事項】

- ・更なる効率化の観点から、装着する農作業機に応じて、運行速度15km/h超で走行可能とならないか、順次見直しに行く。
- ・使用者(農業者)に対する安全運行の周知を、国土交通省と農林水産省が連携し、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会等、関係者様のご協力をいただきながら進めるとともに、必要に応じて周知内容を見直しに行く。

- 農耕トラクタによる農作業については、農耕トラクタに必要な農作業機の装着やけん引を行うが、そのままの状態では、保安基準により装備が義務付けられる後部の灯火器が遮られる等により保安基準不適合となり、公道を走行することができない状況。
- 他方、農業者における圃場規模の拡大や労働力不足等に対し、更なる生産性の向上を図るため、農耕トラクタと農作業機の着脱に係る作業労力や時間を削減する必要。

装着型の農作業機に対する措置



- 灯火装置等
前照灯、方向指示器、
車幅灯
- 後写鏡



- 灯火装置等
方向指示器、尾灯、制動灯、
後退灯、反射器
- 後写鏡

出典：YANMAR HP より画像引用

・保安基準の緩和制度により、灯火器の取り付け位置、最大安定傾斜角度等の基準を緩和し、走行安定性（横転防止）確保の観点から運行速度15km/h以下等の制限を付した上で公道走行可能とするよう措置。

→平成31年4月、令和2年1月に地方運輸局において一括緩和を公示

(参考)保安基準の緩和認定について

道路運送車両の保安基準第55条 保安基準緩和

地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、保安上及び公害防止上支障がないものとして地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

基準緩和の認定については、地方運輸局長が条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して認定する。

保安基準緩和車両の例

- 長大又は超重量で分割不可能な荷物を輸送する車両



- 除雪に使用される自動車



- 路線を運行する連節バス



- 直装作業機を装着した農耕トラクタ



(参考) 農作業機の種類

規制改革推進会議 第5回農林ワーキンググループ
資料1-4 (日本農業機械工業会提出資料) より抜粋



様々な作業機の種類があるが、種類の限定はしていない
装着した状態で自動車として個々の基準適合性確認が必要

大型特殊 (最高速度35km/h以上) : 車検あり (使用者が適合性を確認、車検場で適合性を検査)
小型特殊 (最高速度35km/h未満) : 車検なし (使用者が適合性を確認)

さらなる運用の見直しについて

これまで直装式の農作業機を装着した場合は、農作業機を装着した状態で農耕トラクタを管轄の運輸支局へ持ち込み検査を受ける必要がありましたが、

令和2年7月より運用が見直され

運輸支局へトラクタの**持ち込みが不要**となりました

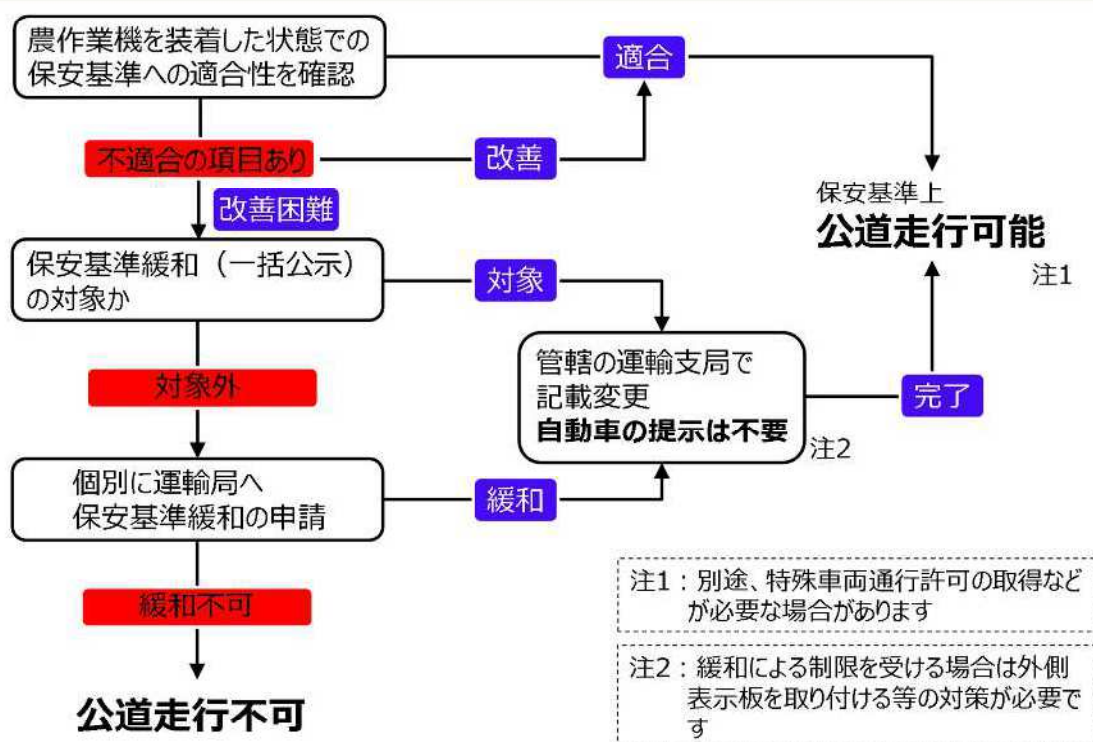
ただし

農作業機を装着した状態で**保安基準緩和が必要な場合は**

車検証への記載(記載変更:書面のみの手続き)が必要となります

手続きには「作業機毎に緩和項目がわかる検討書」が必要となりますので、販売店等へ事前に相談の上、手続きをお願いします。

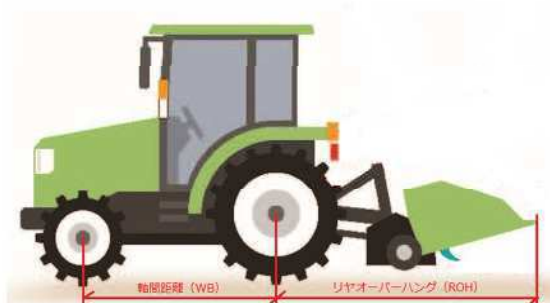
検討書以外の記載変更に必要な書類(申請書等)については、手続きを行う運輸支局へ車検証を手元に準備した上で確認をお願いします。



さらなる運用の見直しについて②

大型特殊自動車に直装式の農作業機を装着した場合は、保安基準18条1項3号の規定（リヤオーバーハング）に適合することが困難な状況であることが判明したため、作業機付き農耕トラクタの一括緩和（330号）を見直しました。

令和3年2月1日に新たに一括緩和（550号）の公示を行い、**リヤオーバーハングの基準緩和が可能**となっています。**ただし、車体表示などの制限あり。**



リヤオーバーハングとは、自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離です。その距離が規制されていますが、作業機を付けた場合は適合することが困難。
基準： $ROH \leq WB \times 2 / 3$

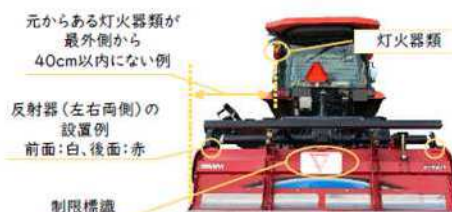
これまで公表されているガイドブック等の資料を参考に適合性を確認してください
適合性の判断が難しい場合は、購入した販売店へ相談してください

農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html#1guide

日本農業機械工業会ホームページ

<http://www.jfmma.or.jp/kouido.html>



令和元年6月6日 規制改革推進に関する第5次答申(抜粋)

農機等を牽引したトラクタが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により、トレーラタイプの農作業機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確を行う。

【令和元年度実施事項】

- ・道路運送車両法上で「**農耕作業用トレーラ**」を新たに規定する告示等を改正し公布。
- ・農耕作業用トレーラに制動装置がない場合には、速度制限等の条件等を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう措置。→令和2年1月に地方運輸局において一括緩和を公示
- ・告示等の公布に合わせ、地方運輸局等の関係者に周知。

※一定の条件又は制限の例

保安基準緩和項目	緩和内容	条件又は制限
灯火器類	最外側からの灯火器類の取り付け位置	最外側付近に反射器を装着すること
幅	幅	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること
安定性	最大安定傾斜角度	運行速度は15km/h以下とすること
制動装置	制動装置の装備	運行速度は15km/h以下とすること

公道を走行する農耕作業用トレーラは**1台の自動車**となり、種別は道路運送車両法施行規則により**大型特殊自動車**又は**小型特殊自動車**に分類されます

自動車によりけん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものであって、かつ、公道を走行する農業用トレーラは道路運送車両法上の自動車に該当
大型特殊自動車又は小型特殊自動車の別は、けん引する農耕トラクタの最高速度（又は保安基準緩和による制限速度）により判断

トレーラタイプ 農作業機の例



けん引する農耕トラクタの種別	けん引時の最高速度（又は制限速度）	農耕作業用トレーラの種別
小型特殊自動車	35km/h未満	小型特殊自動車
大型特殊自動車	15km/h（緩和による制限）	小型特殊自動車
大型特殊自動車	35km/h以上	大型特殊自動車

(参考)自動車の種別

自動車の種別		長さ	幅	高さ
普通自動車		12m	2.5m	3.8m
小型自動車		4.7m	1.7m	2.0m
軽自動車	二輪以外	3.4m	1.48m	2.0m
	二輪	2.5m	1.3m	2.0m
大型特殊自動車	農耕トラクタ、農耕作業用トレーラ 等 (最高時速35km/h以上)	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等 (最高時速15km/h以上)			
小型特殊自動車	農耕トラクタ、農耕作業用トレーラ 等 (最高時速35km/h未満)	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等 (最高時速15km/h未満)	4.7m	1.7m	2.8m

農耕作業用トレーラの構造要件は

「**大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）**」で規定されています

大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について

農耕トラクタのみによりけん引され、農地において耕うん、均平、播種、肥料・薬剤等散布、牧草等集草、収穫等の農耕作業を行うこと、又は農業機械、農業資材、農産物等の運搬作業を行うことを目的として製作された被けん引自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。（略）

- (1) 構造装置が次のいずれかに該当していること。
 - ① 農耕トラクタの原動機の動力又は車台に固定して装着された原動機の動力を用いて農耕作業を行うことができる構造のもの。
 - ② 農地等の軟弱な場所において、農業機械、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行うことができる構造のもの。
- (2) 農耕トラクタにけん引されるための連結装置を有し、かつ、連結装置が**分離したときに農耕トラクタとの連結を保つことができる構造**であること。
- (3) タイヤを有するものにあつては、**タイヤは農業機械用若しくは産業車両用のもの又はこれらに準ずるもの**であること。

農耕作業用トレーラに適用される保安基準

農耕作業用トレーラは自動車として道路運送車両の**保安基準が適用**されます

自動車の構造に関する保安基準の項目（法第40条）

- 長さ、幅及び高さ
- 最低地上高
- 車両総重量
- 車輪にかかる荷重
- 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 最大安定傾斜角度
- 最小回転半径
- 接地部及び接地圧

自動車の装置に関する保安基準の項目（法第41条）

- 原動機及び動力伝達装置
- 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 操縦装置
- 制動装置
- はねその他の緩衝装置
- 燃料装置及び電気装置
- 車枠及び車体（大特のオーバーハング）
- 連結装置（分離防止装置）
- 乗車装置及び物品積載装置
- 前面ガラスその他の窓ガラス
- 消音器その他の騒音防止装置
- ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 警音器その他の警報装置
- 方向指示器その他の指示装置
- 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 速度計、走行距離計その他の計器
- 消火器その他の防火装置
- 内圧容器及びその附属装置
- その他政令で定める特に必要な自動車の装置

自動車の性能に関する保安基準の項目（法第42条）

- 乗車定員
- 最大積載量

農耕作業用トレーラに適用される保安基準のうち、**条件・制限を付した上**で一部の基準（赤字）の**緩和が可能**です（個別の申請は不要）

自動車の構造に関する保安基準の項目（法第40条）

- 長さ、幅及び高さ
- 最低地上高
- 車両総重量
- 車輪にかかる荷重
- 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- **最大安定傾斜角度**
- 最小回転半径
- 接地部及び接地圧

自動車の装置に関する保安基準の項目（法第41条）

- 原動機及び動力伝達装置
- **車輪及び車軸、そりその他の走行装置**
- 操縦装置
- **制動装置**
- ばねその他の緩衝装置
- 燃料装置及び電気装置
- 車枠及び車体（大特のオーバーハング）
- 連結装置（分離防止装置）
- 乗車装置及び物品積載装置
- 前面ガラスその他の窓ガラス
- 消音器その他の騒音防止装置
- ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- **前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器**
- 警音器その他の警報装置
- **方向指示器その他の指示装置**
- 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 速度計、走行距離計その他の計器
- 消火器その他の防火装置
- 内圧容器及びその附属装置
- その他政令で定める特に必要な自動車の装置

自動車の性能に関する保安基準の項目（法第42条）

- 乗車定員
- **最大積載量**

基準緩和項目と認定条件及び保安上の制限事項の例

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色),後部反射器(赤色正立正三角形),方向指示器が必要)

その他、道路運送車両法施行規則第54条による制限標識（同規則第19号様式）を後面の見やすい位置に表示しなければならない。



公道を走行する農耕作業用トレーラは自動車となるため
“車台番号の打刻”が必要です

公道を走行する自動車として製作されていないトレーラ型農作業機には、車台番号の打刻がないものが多いです。
車台番号の打刻がない場合、運輸支局にトレーラを持ち込み、国による職権打刻を受けることができます。
トレーラのメーカー名、型式、シリアルプレートなどの打刻番号と紐付けができるトレーラの情報を事前にご確認の上、最寄りの運輸支局へまずはお相談ください。

○車台番号の打刻ではない例（シリアルプレート）



○国による車台番号の打刻の例



公 示

北海道運輸局公示第87号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月31日

北海道運輸局長



記

1. 認定番号及び認定日
北技技第300号 令和2年1月31日
2. 対象となる自動車
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第10条	（操縦装置）	[010]
		【操縦装置の配置に限る】	
	第12条	（制動装置）	[068]
		【ABS 装備要件に限る】	
	第13条	（連結時の制動性能）	[077]
	第41条第3項	（方向指示器）	[039]
		【最外側からの取付位置に限る】	
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
		【最外側からの取付位置に限る】	
4. 条件及び制限
 - (1) 保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車
 - ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]
 - ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
 - ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182]
〔幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。〕
 - (2) 保安基準第12条（制動装置）及び第13条（連結時の制動性能）の緩和を要する自動車
 - ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
 - ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 [188]
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [184]
5. その他
 - (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（単体）一括緩和」 [095] の記載を行うものとする。

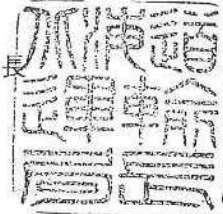
公 示

北海道運輸局公示第89号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕作業用トレーラ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月31日

北海道運輸局長



記

1. 認定番号及び認定日
北技技第350号 令和2年1月31日
 2. 対象となる自動車
農耕作業用トレーラ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
 3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第5条	（安定性）	[007]
	【被けん引自動車の最大安定傾斜角度の基準に限る】		
	第12条	（制動装置）	[077]
	第13条	（連結時の制動性能）	[077]
	第34条第1項*	（小型特殊自動車の寸法規定）	
	【車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯に限る】		
	第34条第3項	（車幅灯）	[030]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第35条第3項	（前部反射器）	[031]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条第3項	（尾灯）	[034]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条の3第3項	（駐車灯）	[035]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第38条第3項	（後部反射器）	[036]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第39条第3項	（制動灯）	[037]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条第3項	（方向指示器）	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第42条	（その他の灯火等の制限）	[042]
	【農作業用トレーラ最外側附近に備えるものであって、次に該当するもの】		
	①反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの		
	②反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するもの		
- ※ 長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車にけん引される場合に限る。

4. 条件及び制限

(1) 保安基準第2条第1項(幅)の緩和を要する自動車

- ① 農耕作業用トレーラの後面には、幅を表示すること。 [179]
- ② 農耕作業用トレーラの最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 [183]
- ③ 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
- ④ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ⑤ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
- ⑥ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

(2) 保安基準第5条(安定性)の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
- ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 [187]
- ③ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
- ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

(3) 保安基準第12条(制動装置)及び第13条(連結時の制動性能)の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
- ② 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 [187]
- ③ 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ④ けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
- ⑤ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

(4) 保安基準第34条第1項から第41条の3第3項の緩和を要する自動車

- ① 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ② けん引自動車は農耕トラクタに限る。 [191]
- ③ 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 [192]
〔農業機械、資材、農産物等の運搬作業を行うものに限る〕

5. その他

- (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕作業用トレーラ一括緩和」の記載を行うものとする。 [096]

- (2) 外側表示板とは、赤と白のストライプ(外向き及び下向きに45度の角度になるように配置)が表示されたパネルを車両の前面及び後面の両側に備えることにより、車両の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則 6.26 に定めるシグナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。

公 示

北海道運輸局公示第61号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）であって農作業機を備えるものについて下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

ただし、現に自動車検査証の交付を受けている自動車にあつては、この公示にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年2月1日



記

1. 認定番号及び認定日
北技技第550号 令和3年2月1日
2. 対象となる自動車
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）であつて農作業機を備えるもの
3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第2条第1項	（幅）	[002]
	第5条	（安定性）	[007]
	【最大安定傾斜角度に限る】		
	第18条第1項第3号	（車枠及び車体）	[017]
	第34条第1項*	（小型特殊自動車の寸法規定）	
	【車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯に限る】		
	第34条第3項	（車幅灯）	[030]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条第3項	（尾灯）	[034]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第37条の3第3項	（駐車灯）	[035]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第38条第3項	（後部反射器）	[036]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第39条第3項	（制動灯）	[037]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第40条第3項	（後退灯）	[038]
	【個数及び取付位置に限る】		
	第41条第3項	（方向指示器）	[039]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第41条第3項	（側面方向指示器）	[040]
	【前端からの取付位置に限る】		
	第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	[041]
	【最外側からの取付位置に限る】		
	第42条	（その他の灯火等の制限）	[042]
	【農作業機最外側附近に備えるものであつて、次に該当するもの】		
	①反射光の色が赤色である反射器であつて前方に表示するもの		
	②反射光の色が白色である反射器であつて後方に表示するもの		
	③灯光の色が赤色であるもの		

※ 農作業機を取り外した場合に長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。

4. 条件及び制限

(1) 保安基準第34条第1項から第41条の3第3項の緩和を要する自動車

- ① 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ② 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色反射器を備えること。 [189]
〔前面に備える灯火等が(2)②の外側表示板を除き全て基準に適合するものを除く〕
- ③ 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えること。 [190]
〔後面に備える灯火等が(2)②の外側表示板及び⑥の赤色灯火器を除き全て基準に適合するものを除く〕

(2) 保安基準第2条第1項(幅)の緩和を要する自動車

- ① 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、農作業機装着状態の幅を表示すること。 [175]
- ② 農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 [177]
- ③ 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
- ④ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ⑤ 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること。 [176]
〔前面に備える灯火等が(2)②の外側表示板を除き全て基準に適合するものを除く〕
- ⑥ 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること。 [178]
〔後面に備える灯火等が(2)②の外側表示板及び⑥の赤色灯火器を除き全て基準に適合するものを除く〕

(3) 保安基準第5条(安定性)の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
- ② 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。 [186]
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]

(4) 保安基準第18条第1項第3号(車枠及び車体)の緩和を要する自動車

- ① 自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。 [009]
- ② 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]

5. その他

(1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ(作業機付)一括緩和」 [094] の記載を行うものとする。

(2) 外側表示板とは、赤と白のストライプ(外向き及び下向きに45度の角度になるように配置)が表示されたパネルを農作業機の前面及び後面の両側に備えることにより、車両の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則6.26に定めるシングナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。

作業機を装着・牽引したトラクタで 公道を走行するための具体的対応

(ver.1)

北海道農作業安全運動推進本部

資料画像出典 (一社) 日本農業機械工業会

装着・牽引して走行してよい作業機は

直装タイプの作業機	牽引式作業機
◎ 運用が見直された	◎ 改正されました
<p>〈後方装着〉</p>  <p>20cm</p> <ul style="list-style-type: none">・ロータリ・ハロー・ブロードキャスト・畔塗り機・ライムソウ・ブームスプレーヤー・他 <p>〈前方装着〉</p>  <ul style="list-style-type: none">・フロントローダー・他	 <ul style="list-style-type: none">・ロールベアラー・トレーラ・マニユアスプレッタ・バキュームカー・他
一体としての車両	別々の車両

1. 直装式作業機を装着したトラクタ どのように対応すれば良い?

- 保安装置(灯火, 反射器)が見えるようにする。
- 作業機の幅がわかるようにする。
- 安定性を確保する。

トラクタの灯火装置とは

(2) 灯火装置及び反射器の取付け位置に関して

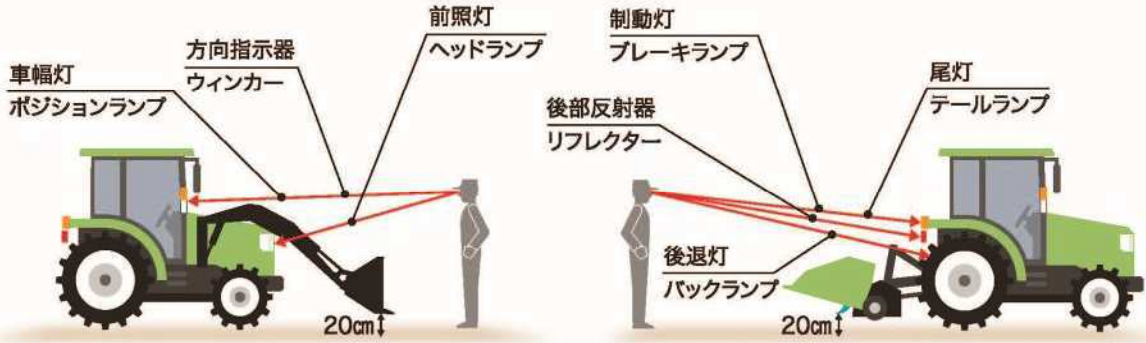
① トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、他の交通からの被視認性を確保できていれば、灯火装置を移設又は増設しなくても道路を走行できます(前方に作業機を装着する場合も同じ)。



視認性の確認方法

<前方装着の作業機の場合>

<後方装着の作業機の場合>



道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認
例えば、ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

灯火器類の保安基準適合要領

32条	前照灯	ヘッドランプ	備え付け 性能 確認距離 灯火の色 照射光線 個数 取付位置
34条	車幅灯	ポジションランプ	備え付け 性能 確認距離 灯火の色 個数 取付位置 取付要件 構造
37条	尾灯	テールランプ	備え付け 性能 確認距離 灯火の色 個数 取付位置 取付要件
38条	後部反射器	リフレクター	
39条	制動灯	ブレーキランプ	
40条	後退灯	バックランプ	
41条	方向指示器	ウィンカー	

灯火器類の取付位置の規定

40cm以内

■道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

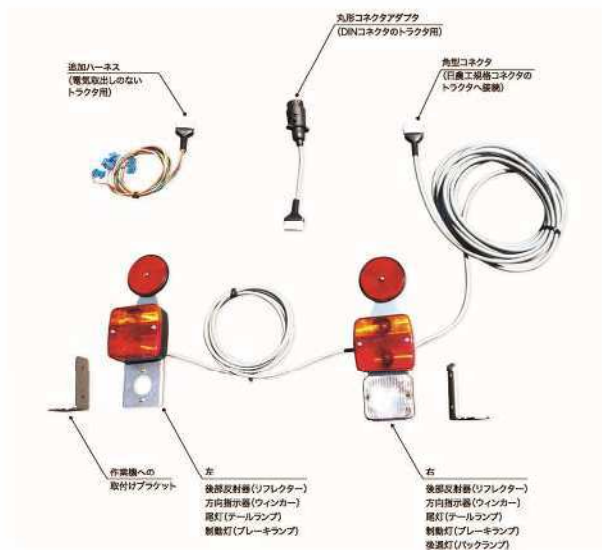
前照灯(ヘッドランプ)	最外側から可能な限り40cm以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下
車幅灯(ポジションランプ)*	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
尾灯(テールランプ)*	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
制動灯(ブレーキランプ)*	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後退灯(バックランプ)*	高さは可能な限り地上25cm以上120cm以下
方向指示器(ウインカー)	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
番号灯(ライセンスランプ) →大型特殊自動車のみ	ナンバープレートを照らすことができる位置

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、取付けが義務付けされていません。

灯火装置が隠れる場合



灯火器類が視認不良となる場合の対応キットイメージ

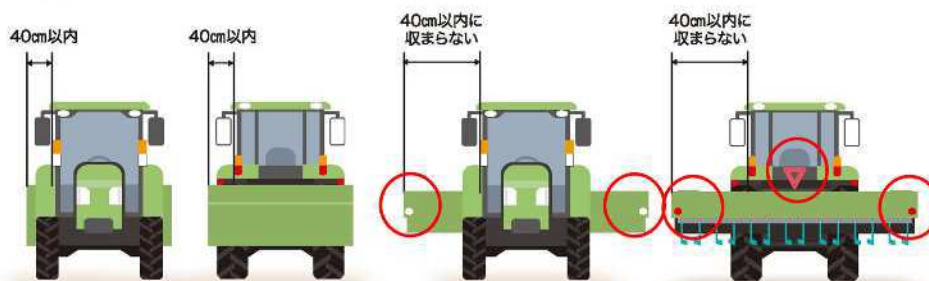


灯火類が見える場合

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

○ <40cm以内に装備されている場合>

× <作業機の全幅(最外側)から、40cm以内に収まらない場合>



全幅が2.5mを超える場合

トラクタの灯火装置の位置(外側)が最外側から40cm以内の場合

- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、**外側表示板**を備えること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、**作業機を装着した状態の全幅**を後面及び、運転席に表示すること

トラクターの灯火装置の位置が最外側から40cmを超える場合

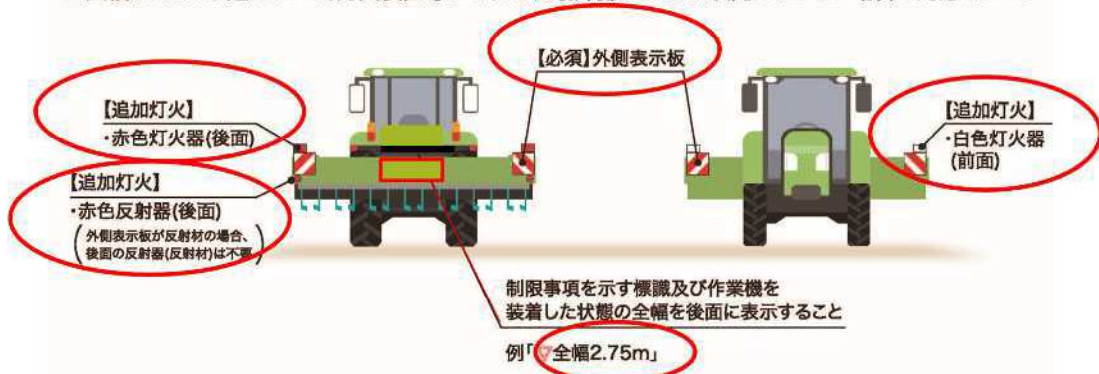
- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、**外側表示板**を備えること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、**作業機を装着した状態の全幅**を後面及び、運転席に表示すること
- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、**白色灯火器**(光度300カンデラ以下)を備えること
※白色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、**赤色灯火器**(光度300カンデラ以下)及び**赤色反射器**を備えること
※赤色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。

全幅が2.5mを超える場合

トラクタ灯火装置が最外側から40cmを超えている

ウインカーは見ええており、そのままよい

■全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合の対応イメージ



後退灯が見えなくなる場合

緩和されません。

保安基準を確保する位置に移設または新設する。

後退灯の 取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下（自動車の構造上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることのできる最低の高さ）であること。
	照明部の下縁の高さは地上250mm以上であること。
	対をなす後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。 （非対称の外形の自動車は、可能な限りこれを満たすこと。）

灯火類の装備例(EU)



コンビネーションハロー

グレンドリル

カルチベータ

トラクタの灯火が隠れる作業機(EU)



灯火類の装備例(EU 折りたたみ式)

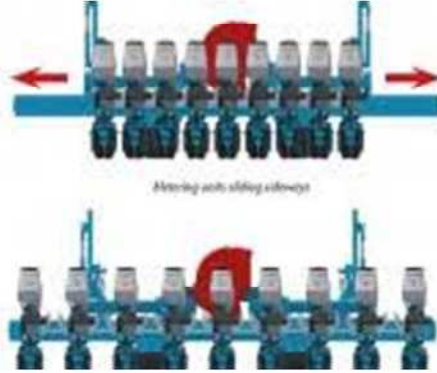


ブームスプレーヤ



空気搬送式プランタ

折りたたみ装置の工夫



折り畳んでも横にはみ出すユニットを予め寄せてから折り畳む

安定性について

- ・運行速度15km/h以下で道路走行すること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面及び、運転席に表示すること(但し、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

その他留意事項

- ・作業機を装着してグランドクリアランスを20cmにした状態での最大安定傾斜角度を順次調査し、運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。



※車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



【日農工ホームページアドレス：<http://www.jfmma.or.jp>】

操舵輪の分担荷重20%以上の確保 (道路運送車両法 細目公示(安定性)第164条)

- 作業機を装着しても操舵装置の車両軸重量が20%以上なら走行可。
- 20%未満の場合はフロントウェイトなどを追加して20%以上にして走行すること。

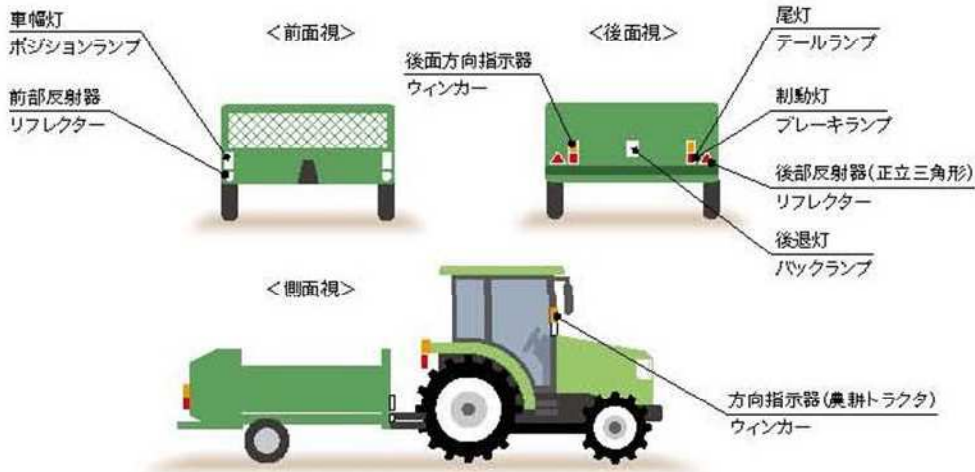


2.農作業用トレーラをけん引する場合

- 基準に合った灯火装置(灯火器, 反射器)を取り付ける。
- 制動装置が無い, 安定性(安定傾斜角度)の確認ができないときは毎時15km以下で走行し, そのことを表示する。
- 作業機の幅が2.5mを超える場合, 幅がわかるようにする。

農耕用トレーラに必要な灯火装置

トラクタの灯火装置が見えていても車両として必要です



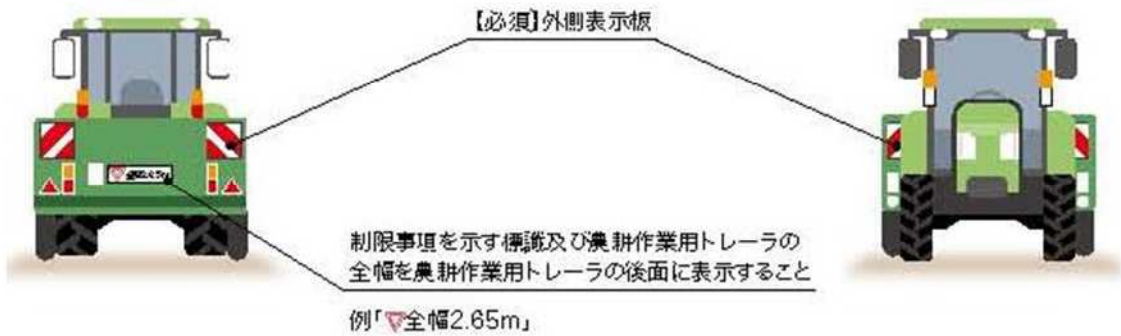
灯火装置の保安基準

性能はEマーク相当品ならOK

2.4条	灯火の色	白色であること。 ただし、夜間視認性の向上を目的として、緑色（緑色より暗くならないもの）又は黄色のものも採 用できる。	2.5条	性能	右の性能を有するものとする。
	照射位置	照射面の中心の高さは、地上210cm以下であること。 照射面の中心の高さは、地上25cm以上であること。		照射位置	照射面の中心の高さは、地上100cm以下であること。
	照射距離	照射面の中心の高さは、地上210cm以下であること。 照射面の中心の高さは、地上25cm以上であること。		照射距離	照射面の中心の高さは、地上100cm以上であること。 （ただし、トラクタであることが確認できる場合は、照射距離を地上250cm以上とするよう調整することができる ものがある場合は、照射距離を地上250cmとする。）
	照射角度	照射面の中心の高さは、照射距離が100m以内であること。		照射角度	照射面の中心の高さは、照射距離が100m以内であること。
2.5条	車幅灯	照射面の中心の高さは、地上150cm以下であること。 照射面の中心の高さは、地上25cm以上であること。	2.6条	性能	右の性能を有するものとする。
	後面方向指示器 ウィンカー	照射面の中心の高さは、地上150cm以下であること。 照射面の中心の高さは、地上25cm以上であること。		性能	右の性能を有するものとする。
	後退灯 バックランプ	照射面の中心の高さは、地上150cm以下であること。 照射面の中心の高さは、地上25cm以上であること。		照射位置	照射面の中心の高さは、地上100cm以下であること。 照射距離が100m以内であること。
	制動灯 ブレーキランプ	照射面の中心の高さは、地上150cm以下であること。 照射面の中心の高さは、地上25cm以上であること。		照射距離	照射面の中心の高さは、地上100cm以上であること。 （ただし、トラクタであることが確認できる場合は、照射距離を地上250cm以上とするよう調整することができる ものがある場合は、照射距離を地上250cmとする。）

全幅が2.5mを超える場合

農耕作業用トレーラの前面、後面の両側の可能な限り最外側に外側表示板を備える



農耕作業用トレーラの前面、後面の両側の可能な限り最外側に外側表示板を備える

反射器・灯火器・外側表示板の例

反射器



白色(前面)



赤色正立三角形(後面)

灯火器

尾灯、制動灯、
方向指示器(ウィンカー)



後退灯(バックランプ)



車幅灯(ポジションランプ)

外側表示板

ゼブラシート
寸法28.2cm×28.2cm以上



機体を見てゼブラが上図のように
外開きになるように備えること

灯火器類の対応 市販キットのイメージ



写真提供 (株)ヤハタ

運行速度の制限が必要な場面

- 連結時の安定性が未確認
- 制動装置未整備と連結時制動性能未確認
- 車両総重量7t超の農耕トラクタけん引時ABS未整備

連結時の安定性の緩和

空車状態で連結した時の最大安定傾斜角度が30度または35度以上の基準を満たす必要。
満たさない(確認できない)場合制限がある



- 運行速度を15km/h以下とする。
- 農耕作業用トレーラの後面に「運行速度15km/h」と表示
- 農耕トラクタの運転席と後面に「けん引時運行速度15km/h」と表示
- 制限標識を農耕トラクタと農耕作業用トレーラ後面に表示

制動装置の緩和

農耕トラクタと農耕作業用トレーラを連結した時には基準に適合した制動装置を備える必要がある。
基準を満たさない場合制限がある。



- 運行速度を15km/h以下とする。
- 農耕作業用トレーラの後面に「運行速度15km/h」と表示
- 農耕トラクタの運転席と後面に「けん引時運行速度15km/h」と表示
- 制限標識を農耕トラクタと農耕作業用トレーラ後面に表示

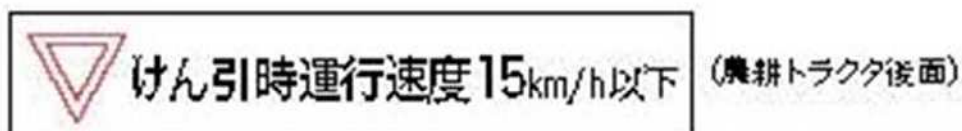
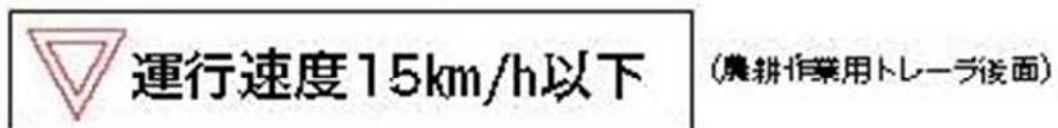
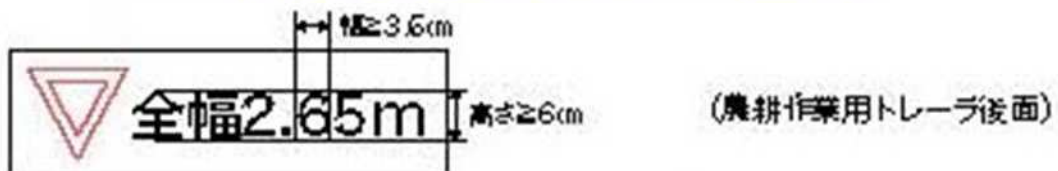
車両総重量7t超農耕トラクタでけん引時ABSの緩和

車両総重量が7tを超える農耕トラクタで農耕作業用トレーラをけん引する場合トラクタにABSが必要。未装備の場合制限がある



- 運行速度を15km/h以下とする。
- 農耕作業用トレーラの後面に「運行速度15km/h以下」と表示
- 農耕トラクタの運転席と後面に「けん引時運行速度15km/h以下」と表示
- 制限標識を農耕トラクタと農耕作業用トレーラ後面に表示

制限標識などの仕様



※寸法は全幅表示と同じ

制限標識などの表示方法



一括公示緩和されない基準 ①

操舵輪の分担荷重**20%**以上の確保
(道路運送車両法 細目公示(安定性)第164条)

- ヒッチ点の荷重によって操舵輪の分担荷重が減少
- 作業機を装着しても操舵装置の車両軸重量が**20%**以上なら走行可。
- 20%**未満の場合
フロントウェイトなどを追加し**20%**以上にして走行する。

一括公示緩和されない基準 ②

セーフティチェーン等の装備 (ワイヤもあります)



農耕作業用トレーラの走行許可

(小特及び車検証にけん引時の速度制限基準の緩和を記載した大特)

- 全幅2.5m, 連結時全長12m, 全高3.8m以内
→ 使用者が確認して必要な対応すればそのまま走行できる
- 全幅2.5m超またはトラクタ, トレーラの連結全長が12m超
⇒ 道路管理者から特殊自動車通行許可を受けること

本日紹介した情報は
 (一社)日本農業機械工業会
 のHPに掲載されています。
 是非一度ご覧ください。

作業機付きトラクタの 

**公道走行
ガイドブック**

直接装着するタイプの作業機を付けたトラクタが
公道走行できるようになりました

農耕作業用トレーラをけん引する
農耕トラクタの 

**公道走行
ガイドブック**

けん引式農作業機をけん引する農耕トラクタが
公道走行できるようになりました

この種、国上交通機関がけん引式農作業機を、
道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車に分類し、
「農耕作業用トレーラ」として公道走行が可能になりました

農耕作業用トレーラとして公道走行する場合には、
保安基準や構造要件などの一定の条件を満たす必要があります

※ガイドブックは、必ずしも一律の条件を満たし公道走行することができるものについて、
農耕販売店の情報にお知らせするものではありません

